

## (公社) 福岡県トラック協会施設利用規程

### (目的)

第1条 この規程は、(公社) 福岡県トラック協会施設（以下「施設」という。）の適正な利用を図るため、必要な事項について定めるものとする。

### (利用者の範囲)

第2条 施設は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「当協会」という。）の会員とその従業員の教育研修、及び会議等の利用に供するものとする。

但し、施設に余裕があるときは、上記以外の利用を認めることができる。

### (施設の利用日時)

第3条 施設利用は、原則として下記を除く日の午前9時から午後5時までとし、利用時間には事前の準備、事後の片付けに要する時間も含む。

1. 土曜日
2. 日曜日
3. 国民の祝日（祝日が日曜日と重なる場合はその翌日）
4. 当協会が特に定めた日

### (施設の利用料)

第4条 施設の利用料は、別表のとおりとする。

- 2 利用料は利用後に請求書の交付によって請求する。また、利用料を現金で受領したときは、領収書を交付する。

### (利用の申込及び承認)

第5条 施設を利用しようとするものは、利用期日5営業日前までに、所定の利用申込書（様式第1号）に必要事項記載の上、当協会に提出するものとする。

- 2 利用申込書を受理したときは、当協会は速やかにその適否を決定して、その結果を利用申込者に通知しなければならない。なお、利用を承認した場合は、利用承認書（様式第1号）を送付する。

### (利用の取消変更)

第6条 利用承認を受けた者が、その利用を取消、または変更しようとするときは、当協会に申し出なければならない。

- 2 前項の申し出を行わない者について、当協会は施設の利用を制限することができる。
- 3 正当な手続きによらないで、利用の変更、利用の転貸は認めないものとする。

### (キャンセル料)

第7条 利用承認を受けた者が、その利用の取消または延期の申し出を行う場合、以下に定めるキャンセル料を請求する。

1. 利用日の3営業日前から前日・・・利用料の50%
2. 利用日当日・・・利用料の100%
3. 申し出を行うことなく利用しなかった場合・・・利用料の100%

(禁止事項)

第8条 物品の販売、陳列、刊行物の販売、寄附行為、催物及び掲示広告等の宣伝行為。

(利用承認の取消・制限)

第9条 次の各号の一に該当すると認めるときは、利用中といえども承認を取消し、または利用を中止し、制限あるいは退館させることができる。

1. 利用承認書を携行しないとき
2. 公安または風俗を害するおそれがあると認めるとき
3. 他人の迷惑になるような服装、または言動があると認めるとき
4. 施設、器具を故意に破損し、または持ち出そうとしたとき
5. 当協会係員の指示に従わないとき
6. 第8条の禁止行為があったとき
7. その他管理に著しく支障があると認めるとき

(施設利用の注意)

第10条 施設を利用し、器具、備品を借用しようとするときは、事前に当協会に申し出ることとし、その使用に当たっては以下の各号を遵守しなければならない。

1. 机、椅子等の設備を移動させた場合は、施設利用者が利用前の状態に戻すこととする。
2. 施設を利用するに当たり、利用許可された備え付けの器具や備品以外に必要なものについては、施設利用者が持参する。
3. 貸与した器具、備品の返却に当たっては、貸与前の使用可能な状態に戻して返却する。
4. 施設を利用した際に発生したゴミ等については、施設利用者自らが持ち帰り処分する。

(施設・備品類破損等の弁償)

第11条 利用者が故意または重大な過失によって建物及び施設、備品類を破損、汚損したときは、その損害の限度においてその利用者と利用申込責任者は、連帯してこれを弁償しなければならない。

- 2 外部から搬入した物件により損害を及ぼしたときは、利用申込責任者がこれを補償しなければならない。

(利用料の特例措置)

第12条 次の各号に掲げる場合、利用料を減額することができる。

1. 当協会運営に関係のある施設の利用
2. 当協会の会長が減額の必要があると認めるとき

(その他)

第13条 この規程に定めてない事項について、必要があるときは、総務会に諮りこれを決定する。

附 則

1. この規程は、昭和55年4月8日から施行する。
2. この規程は、平成19年12月10日から一部改定する。
3. この規程は、平成26年5月9日から一部改定する。
4. この規程は、令和元年11月29日から一部改定する。
5. この規程は、令和4年7月29日から一部改定する。

## 総合会館の各施設利用料

福岡県トラック総合会館	駐車場		時間制	30分まで無料 以降30分毎 100円(税込)		
	会議室		定員(名)	利用区分	利用料金(税込)	
					午前 (9:00~12:30)	午後 (13:00~17:00)
2F	201 会議室 90.2 m <sup>2</sup>	30	会 員	8,200 円	12,300 円	
			一 般	16,300 円	24,500 円	
	203 会議室 45.9 m <sup>2</sup>	24	会 員	4,100 円	6,200 円	
			一 般	8,200 円	12,300 円	
3F	301 会議室 60.0 m <sup>2</sup>	16	会 員	5,100 円	7,200 円	
			一 般	10,200 円	14,300 円	
4F	401 会議室 171.0 m <sup>2</sup>	62	会 員	16,300 円	20,400 円	
			一 般	32,600 円	40,800 円	
	402 会議室 180.0 m <sup>2</sup>	107	会 員	13,300 円	17,400 円	
			一 般	26,500 円	34,700 円	

※終日利用(9:00~17:00):午前・午後を加算した金額

## 各センターの各施設利用料

	会議室		定員(名)	利用区分	利用料金(税込)	
					午前 (9:00~12:30)	午後 (13:00~17:00)
北九州緊急物資 輸送センター	研修室	(全室利用) 286.46 m <sup>2</sup>	170	会 員	5,100 円	6,200 円
		一 般		6,200 円	7,200 円	
	(1/4 利用) 71.62 m <sup>2</sup>	42	会 員	1,600 円	1,900 円	
			一 般	1,900 円	2,300 円	
	小研修室	28.94 m <sup>2</sup>	18	—	800 円	900 円
	防災対策・無線室	38.93 m <sup>2</sup>	—	—	800 円	900 円
	休憩室	37.34 m <sup>2</sup>	—	—	900 円	1,000 円
フォークリフトコース(1面)	—	—	—	6,200 円		
筑豊緊急物資 輸送センター	研修室	(全室利用) 274.47 m <sup>2</sup>	160	会 員	4,600 円	5,700 円
		一 般		5,700 円	6,700 円	
	(1/4 利用) 68.61 m <sup>2</sup>	36	会 員	1,300 円	1,700 円	
			一 般	1,600 円	2,100 円	
	小研修室	30.21 m <sup>2</sup>	18	—	800 円	900 円
	防災対策・無線室	27.59 m <sup>2</sup>	—	—	700 円	800 円
	休憩室	22.96 m <sup>2</sup>	—	—	600 円	700 円
フォークリフトコース(1面)	—	—	—	5,700 円		
筑後緊急物資 輸送センター	研修室	(全室利用) 252.31 m <sup>2</sup>	150	会 員	4,100 円	5,100 円
		一 般		5,100 円	6,200 円	
	(1/3 利用) 84.10 m <sup>2</sup>	50	会 員	1,600 円	2,100 円	
			一 般	2,100 円	2,600 円	
	防災対策・無線室	29.22 m <sup>2</sup>	—	—	700 円	800 円
	休憩室	22.03 m <sup>2</sup>	—	—	600 円	700 円
フォークリフトコース(1面)	—	—	—	5,700 円		

※終日利用(9:00~17:00):午前・午後を加算した金額